

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第77条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可の停止又は取り消し
原 権 者 (委 任 先)： 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官)
法 令 の 定 め： 法第77条第6項 (条件に違反した者に対する処分をしようと するときの事前の弁明手続)
処 分 基 準： 別紙参照
問 い 合 わ せ 先：
備 考